

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から 1 ヶ月未満	5 0 %
入社から 3 ヶ月未満	3 0 %
入社から 6 ヶ月未満	1 0 %

返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月 1 日以降は、理由の如何を問わず、コンサルティング料の返還は一切認められないものとする。

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

許可番号 33 - ユ - 300319
株式会社クラビズヒューマン
岡山県倉敷市阿知一丁目 5-17
マルカンビル 3F